

生産・品質管理体制

年 月 日

名 称：

- 1 栽培責任者名：
(所属・役職)
- 2 確認責任者名：
(所属・役職)
※「団体」及び「特別栽培農産物の認定」以外は、任意。
- 3 品質管理責任者名：
(所属・役職)
- 4 生産者（氏名・住所）
- 5 問い合わせ窓口（名称、住所、窓口責任者、電話番号、ホームページアドレス等）

(※6～10は加工食品への認証マーク表示希望者のみ記入)

- 6 加工食品の名称：
- 7 加工食品製造責任者名：
(所属・役職)
- 8 加工食品品質管理責任者名：
(所属・役職)
- 9 加工を行う住所：
- 10 加工食品に係る問い合わせ窓口（名称、住所、電話番号、ホームページアドレス等）

<記入にあたっては、裏面の「記入について」を参照してください>

「生産・品質管理体制」の記入について

- ① 「栽培責任者」は、次の業務を行う者としてします。
 - ・ 個人の場合は、栽培計画の作成と適正管理規準に従った実践及び自己点検を行い、工程管理の改善を行う。
 - ・ 団体の場合は、生産者の代表として確認責任者と協力し、栽培計画を作成する。生産者の代表として確認責任者と協力し、生産計画を作成する者としてします。
- ② 「団体」の「確認責任者」は、次の業務を行う者としてします。
 - ・ 生産計画を作成するとき、栽培責任者に協力する。
 - ・ 出荷開始前に、各生産者の防除履歴の点検を行い、適正に使用されていることを確認する。
 - ・ 生産者が自己点検を行うためのチェックリストの作成や生産者の自己点検の確認及び生産者に対する巡回指導による実地確認・改善指導を行う。
 - ・ 共同利用施設・機械等の管理を行う。

・ 特別栽培農産物の生産においては、栽培の管理方法を調査し、管理等にかかる記録内容を確認するものであって、栽培責任者による管理等について、必要に応じ指導を行う。
- ③ 栽培責任者と確認責任者の兼任はできません。
- ④ 確認責任者は個人申請の場合、設置の必要はありません。
- ⑤ 「品質管理責任者」は、次の業務を行う者としてします。
 - ・ 確認責任者と協力し、出荷計画を作成し、選別・出荷の管理を行う。
 - ・ 出荷後には、消費者等からの問い合わせ窓口として、適切に対応する。
 - ・ 食品事故等への対応を、速やかに行う。
- ⑥ 「4 生産者（氏名・住所）」について、生産者名簿を別紙で添付する場合は、記入を省略できます。
- ⑦ 加工食品への認証マーク表示は、農産物の生産と加工を一体的に管理する体制があることが必要です。
- ⑧ 「加工食品製造責任者」は、加工食品製造において、計画に沿った製造であることを確認し、製造指導を行う者としてします。
- ⑨ 「加工食品品質管理責任者」は、消費者からの問い合わせへの適切な対応、事故等への速やかな対応を行う者としてします。
- ⑩ 農産物と加工食品の問い合わせ窓口が同じ場合は、加工食品に係る問い合わせ窓口の記入を省略することができます。
- ⑪ 登録した内容は、徳島県「とくしま安²農産物」認証制度ホームページで公開されます。